

「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）について

（まちづくり工学科）

まちづくり工学科では、「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力の修得のため、以下のとおり教養教育関係の授業科目及び専門教育関係の授業科目を科目間の内容の関連性や学修内容の順次性を踏まえて体系的に編成し、授業科目に適切な方法（講義、演習、実験、実習、実技）で授業を行います。

- 【a】 教養教育関係の授業科目の履修により、「まちづくり」に関する学際的な幅広い知識・教養、情報処理技術及び外国語の基本を修得する。
- 【b】 共通基礎教育科目の履修により、技術者として備えておくべき数学、物理学、化学等の自然科学の基礎的知識を修得する。
- 【c】 専門基礎教育科目の履修により、専門科目に関連する基礎的知識を修得する。
- 【d】 専門教育科目の履修により、まちづくり工学に関する専門知識、関連する学際的知識や最先端の研究成果、事例等を学び、専門的知識及び技術を修得する。
- 【e】 演習科目、実験科目、実習科目でのグループによる学修により、協働力、ディベート力、意見集約力、リーダーシップ、企画及び提案力を育む。
- 【f】 卒業研究を通じて、学んできた基礎的知識、専門的知識、技術力を活かし実在する解決すべき課題を見出し、その問題を解決する能力を修得する。